

1. 交通バリアフリー基本構想の策定にあたって

1-1 交通バリアフリー法の概要

① 名称

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
(通称: 交通バリアフリー法)

② 交通バリアフリー法制定の経緯

- ・平成 12 年 2 月 15 日 法案提出
- ・平成 12 年 4 月 18 日 衆院本会議採決
- ・平成 12 年 5 月 10 日 参院本会議採決(成立)
- ・平成 12 年 11 月 15 日 交通バリアフリー法施行

③ 法律の趣旨

高齢者、身体障害者等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性・安全性の向上を図るため……………

- ・鉄道等の旅客施設及び車両について、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進する。
- ・鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する「基本構想」に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する。

④ 法律のポイント

□ 公共交通事業者が講ずべき措置

公共交通事業者が行う、鉄道駅等の旅客施設の新設・大改良、車両の新規導入に対し、この法律に定められるバリアフリー基準への適合を義務づけている。
(既存の旅客施設、車両については努力義務となっている。)

【旅客施設を新設する際の基準適合義務】

- ・エレベーターの設置
- ・視覚障害者用誘導ブロックの設置
- ・身体障害者に配慮したトイレの設置など

【車両を新たに導入する際の基準適合義務】

- ・鉄道・バス車両の車いすスペースの確保
- ・鉄道・バス車両の視覚案内情報装置の設置
- ・低床バスの導入など

□ 基本方針の作成

国は、公共交通機関を利用する高齢者、身体障害者等の移動の利便性及び安全性の向上を総合的かつ計画的に推進するため、「基本方針」を策定する。

【基本方針の内容】

- ・移動円滑化の意義
- ・移動円滑化のために公共交通事業者が講ずべき措置に関する基本的事項
- ・市町村が作成する基本構想の指針

□ 重点整備地区における基本構想の作成

市町村は、国の「基本方針」に基づき、「特定旅客施設」を中心とした重点整備地区を定め、各事業者の意見を踏まえ、旅客施設、道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するための「基本構想」を作成する。

【特定旅客施設の要件】※以下のいずれかの要件に該当するもの

- ・平均的な利用者数が 5,000 人/日以上。
- ・上記要件と同程度の高齢者または身体障害者等の利用が見込まれる駅。

【重点整備地区】

- ・特定旅客施設を中心とした徒歩圏内(概ね 500m)で、高齢者、身体障害者等が日常的に利用する官公庁施設、福祉施設等を含む地区として設定。

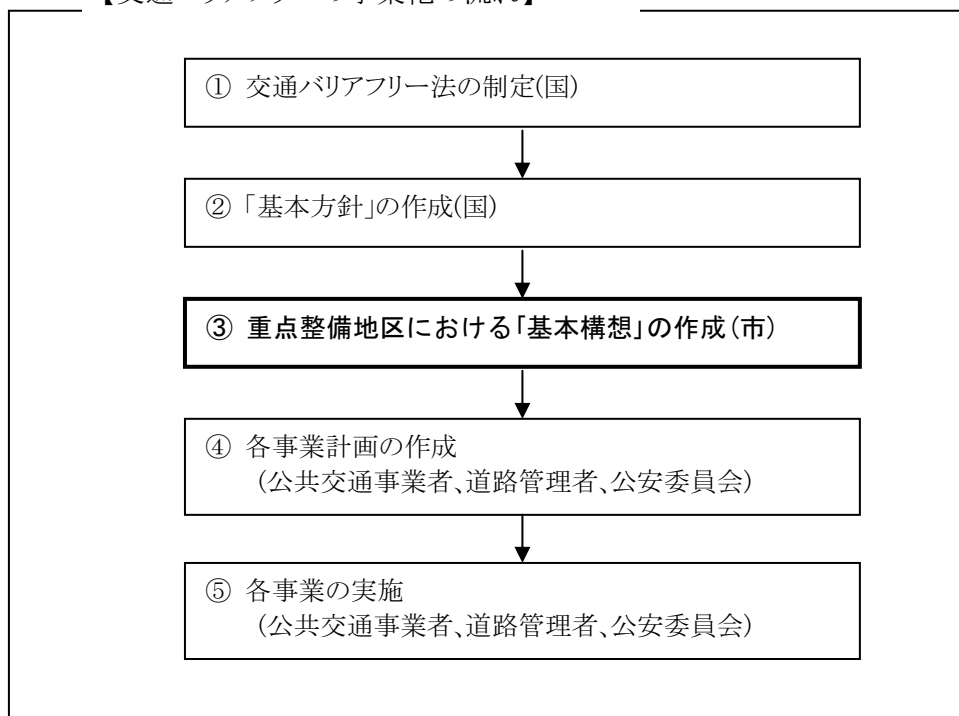
【基本構想の内容】

- ・重点整備地区における移動円滑化に関する基本的な方針
- ・重点整備地区の位置、区域
- ・特定事業(バリアフリー化事業)に関する基本的事項(整備を行う経路、整備の概要)

□基本構想策定後の取組み

作成された「基本構想」に従って、公共交通事業者、道路管理者、都道府県公安委員会が、それぞれ具体的な事業計画を作成し、順次、バリアフリー化のための事業を実施する。

【交通バリアフリーの事業化の流れ】



1-2 関連計画の整理

交通バリアフリー基本構想を作成するにあたり、以下の関連計画との整合を図るものとする。

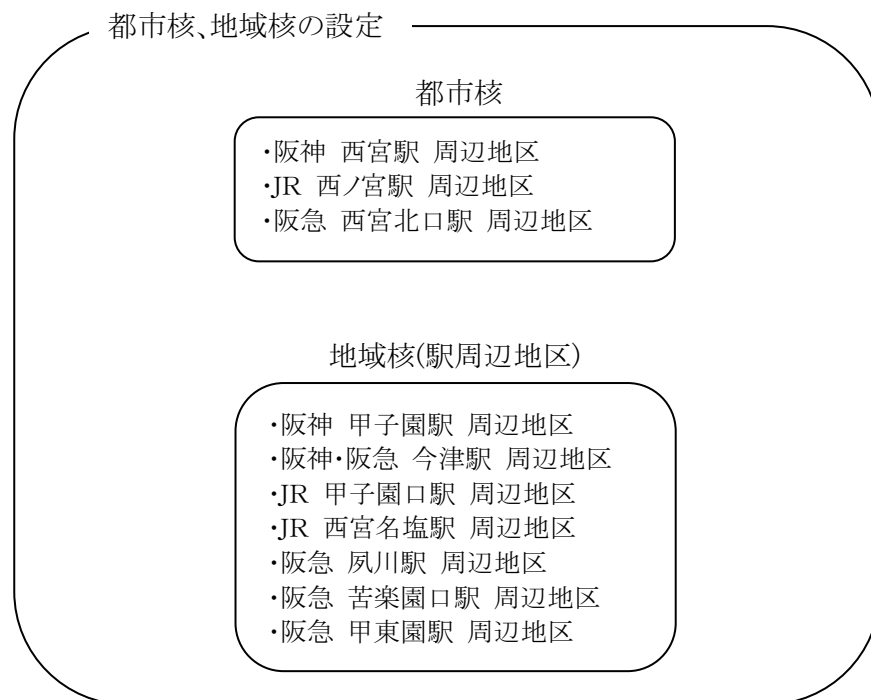
計画名	策定年度	計画期間	根拠法	主 旨
第3次西宮市総合計画	H10年度	H11～20	地方自治法	・まちづくり全般に関する基本方針
西宮市の都市計画に関する基本的な方針	H14年度	H14～24	都市計画法	・第3次西宮市総合計画の部門別計画 ・地域固有の特性を踏まえた都市計画に関する基本的な方針(全体構想、地区別構想)
高齢者保健福祉計画	H14年度	H15～19	老人福祉法 老人保健法	・第3次西宮市総合計画の部門別計画 ・西宮市の高齢者福祉施策を推進するための基本方針
障害者福祉推進計画	H12年度	H13～17	障害者基本法	・第3次西宮市総合計画の部門別計画 ・西宮市の障害福祉施策を推進するための基本方針

① 第3次西宮市総合計画、西宮市の都市計画に関する基本的な方針

「第3次西宮市総合計画」、「都市計画に関する基本的な方針」では、将来的な土地利用の方向性を明確にするため、以下のように都市核、地域核を設定している。

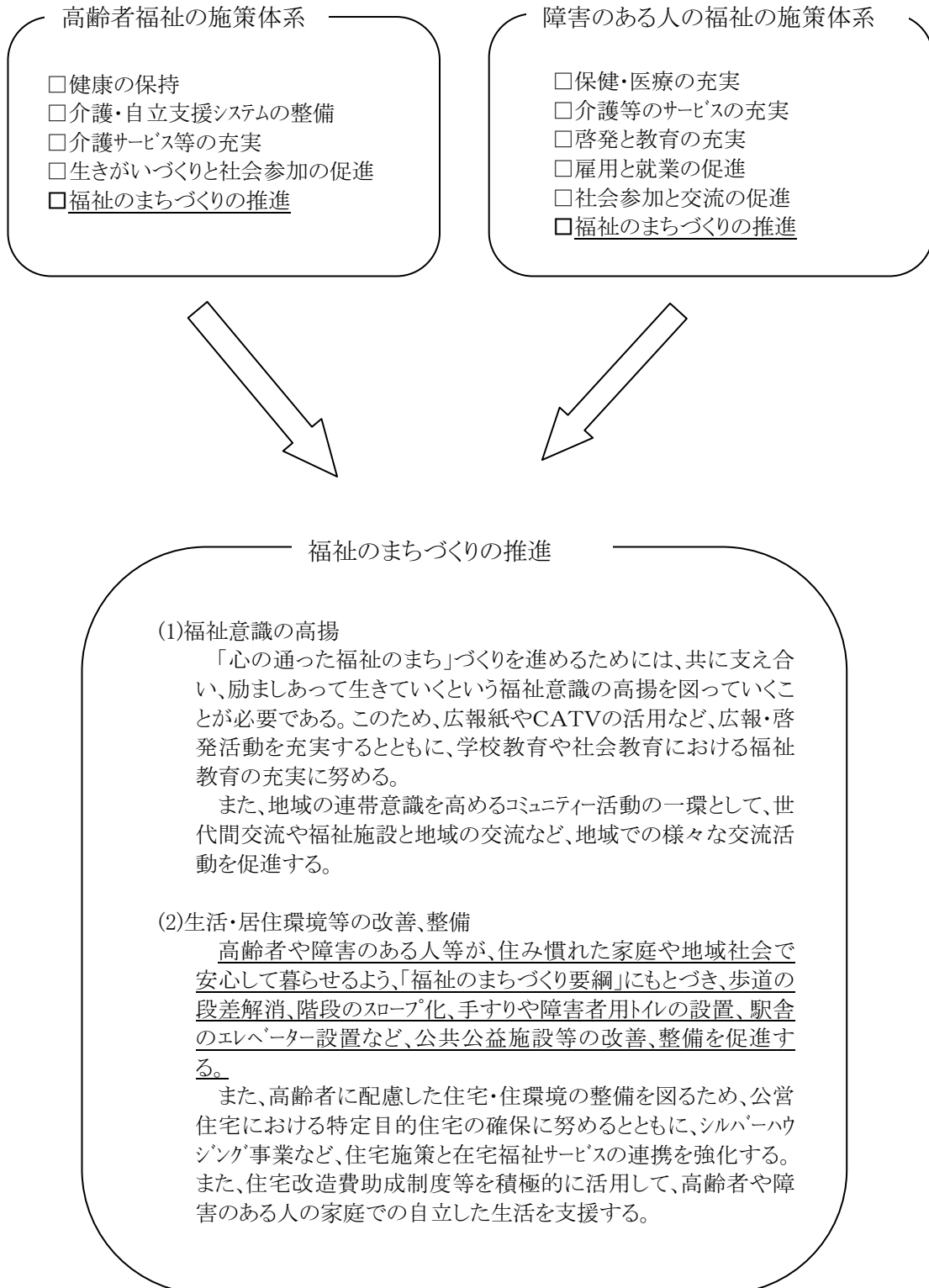
※都市核: 商業・業務機能や文化・情報発信機能など、多様な都市機能が集積する市民活動や都市活動の拠点。

※地域核: 主要な駅前等を中心とするような商業地などであり、地域における日常生活の拠点。



②高齢者、障害のある人に対する福祉施策の体系(第3次西宮市総合計画)

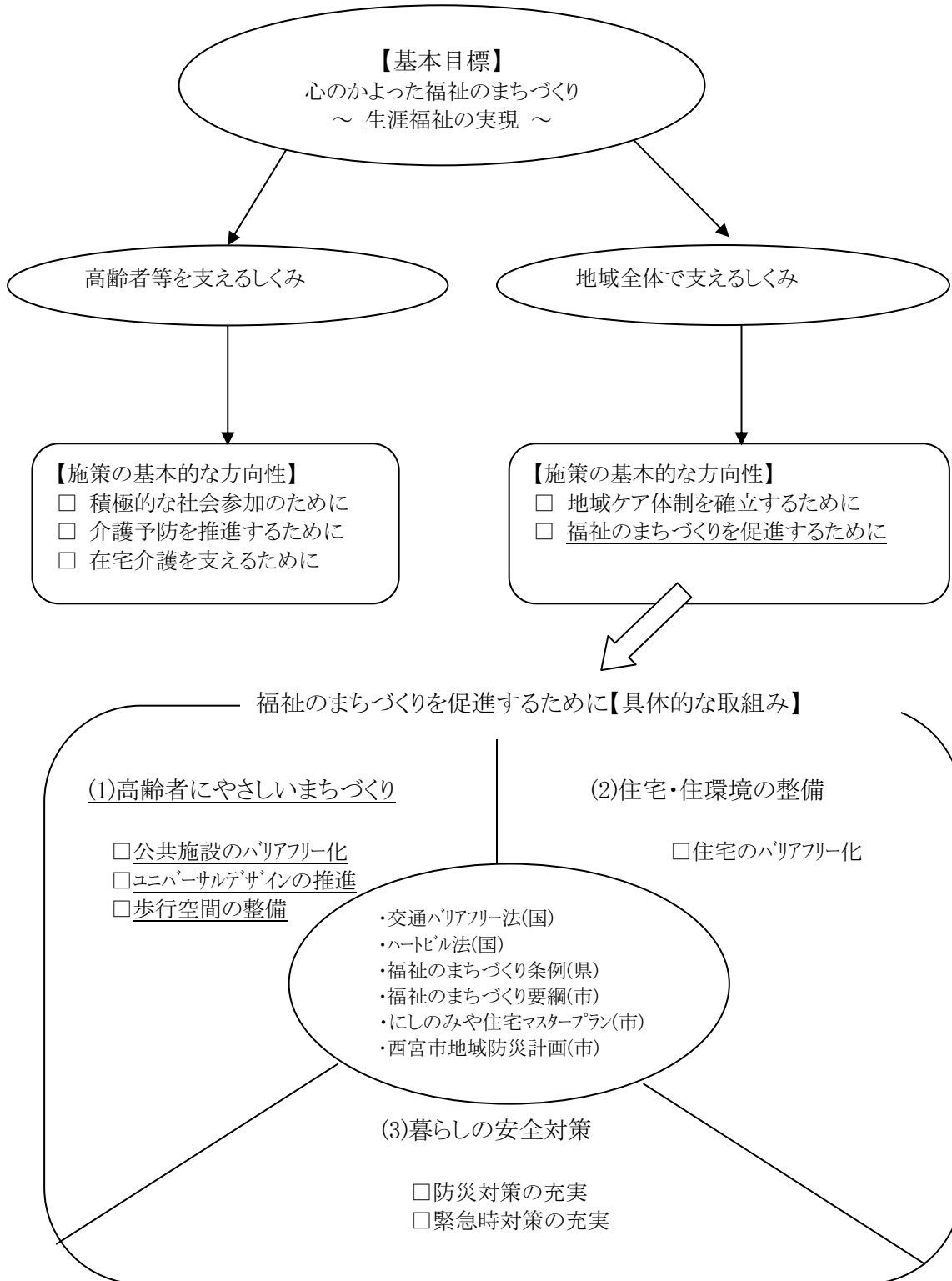
第3次西宮市総合計画では、高齢者や障害のある人に対して、以下のような福祉施策体系で取り組んでいくこととしている。



③ 高齢者保健福祉計画

高齢者保健福祉計画では高齢者に対して、以下のような福祉施策体系で取組んでいくこととしている。

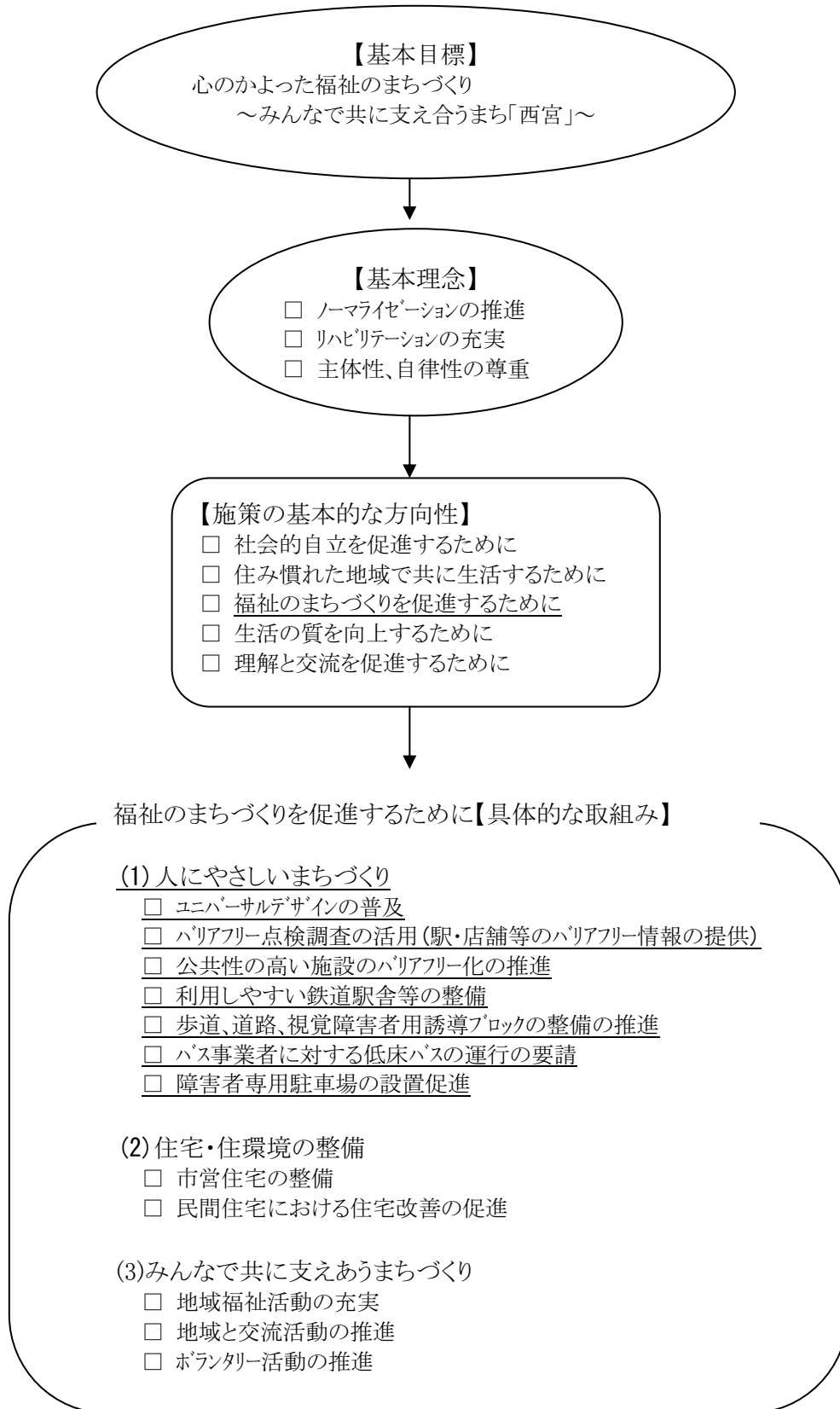
【高齢者保健福祉計画の施策体系】



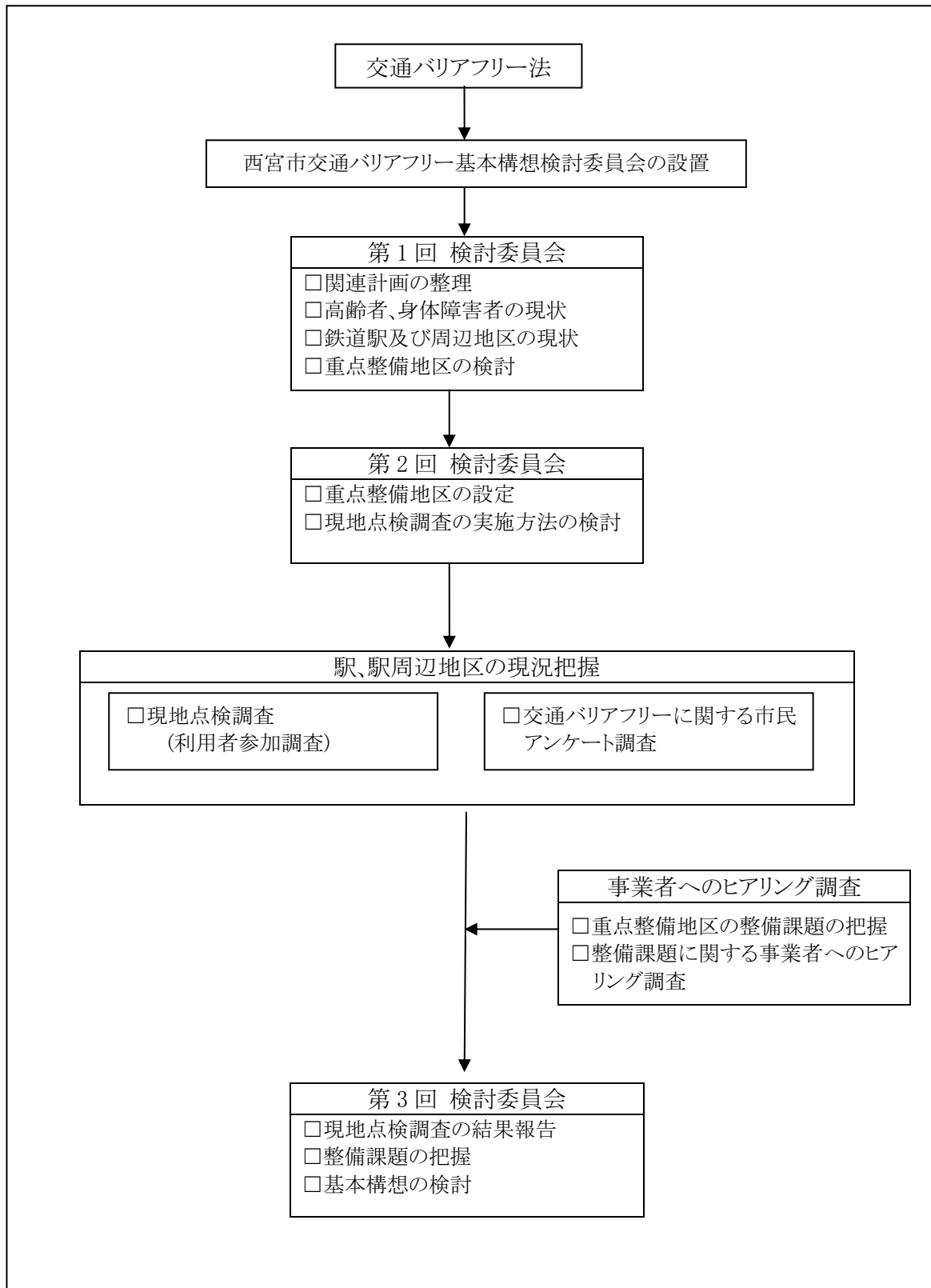
④ 障害者福祉推進計画

障害者福祉推進計画では障害のある人に対して、以下のような福祉施策体系で取組んでいくこととしている。

【障害者福祉推進計画の施策体系】



1-3 基本構想策定の流れ



1-4 交通バリアフリー基本構想検討委員会

①目的

交通バリアフリー法に基づく基本構想を策定するに当り、利用者及び関係者の意見を反映させるため、以下の「交通バリアフリー基本構想検討委員会」を設置した。

②構成団体

区 分	構 成 団 体	委 員 職 名	備 考
高 齢 者 団 体 身 体 障 害 者 団 体 等	西宮市老人クラブ連合会	会 長	高齢者団体
	西宮市身体障害者連合会	会 長	身体障害者団体
	メインストリーム協会	代 表	身体障害者の自立を目的とした民間支援団体
	わかば園	園 長	肢体不自由児通園施設
	西宮市社会福祉協議会 (総合福祉センター)	所 長	地域福祉、身体障害者福祉センター
公 安 委 員 会	西 宮 警 察 署	交通第一課長	交通安全特定事業
	甲 子 園 警 察 署	交 通 課 長	
道 路 管 理 者	国 土 交 通 省 兵 庫 国 道 工 事 事 務 所	交通対策課長	道路特定事業
	兵 庫 県 西 宮 土 木 事 務 所	道路保全課長	〃
交 通 事 業 者	阪 急 電 鉄 (株)	調 査 役	公共交通特定事業
	阪 急 バ ス (株)	営業計画課長	〃
	阪神電気鉄道(株)運輸部	課 長	〃
	阪神電気鉄道(株)自動車部	企 画 課 長	〃
	西 日 本 旅 客 鉄 道 (株)	総務企画課長	〃
西 宮 市	健 康 福 祉 計 画 課	課 長	福祉計画
	障 害 福 祉 課	課 長	障害者福祉
	道 路 補 修 課	課 長	道路特定事業
	安 全 対 策 課	課 長	交通安全、駐輪対策等
	都 市 計 画 課 (座 長)	課 長	全体調整、公共交通政策